



医療従事者の負担軽減、働き方改革の推進

(2) 医師、リハビリ専門職等の常勤配置要件の緩和

2018年度診療報酬改定において、医療従事者の柔軟な働き方に対応する観点から、一定の領域の診療報酬について、常勤配置要件の緩和が行われました。

この常勤配置要件の緩和により、**週3日以上かつ週24時間以上の勤務を行っている複数の非常勤職員を組み合わせることによる配置が可能**となりました。

しかしながら、この非常勤職員を配置する時間にもルールがあります。今回はこのルールについて、運動器リハビリテーション料(1)を例に挙げ、解説していきます。

■ 運動器リハビリテーション料(1)の施設基準(抜粋)

専従の常勤理学療法士又は専従の常勤作業療法士が合わせて4名以上勤務していること。

(中略)なお、**週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週24時間以上の勤務を行っている専従の非常勤理学療法士又は非常勤作業療法士をそれぞれ2名以上組み合わせることにより、常勤理学療法士又は常勤作業療法士の勤務時間帯と同じ時間帯にこれらの非常勤理学療法士又は非常勤作業療法士がそれぞれ配置されている場合には、これらの非常勤理学療法士又は非常勤作業療法士の実労働時間を常勤換算し常勤理学療法士数又は常勤作業療法士数にそれぞれ算入することができる。**

ただし、常勤換算し常勤理学療法士数又は常勤作業療法士数に算入することができるのは、常勤配置のうちそれぞれ1名までに限る。(後略)

つまり、非常勤の理学療法士又は作業療法士(以下「非常勤PT等」とする)を配置し、常勤換算する場合、**常勤の理学療法士又は作業療法士(以下「常勤PT等」とする)の勤務時間帯には常に非常勤PT等を配置する必要がある**ということになります。

■ 具体例

A病院では、常勤の勤務時間を9:00~18:00(うち、12:00~13:00は休憩時間)としており、下記の理学療法士又は作業療法士が勤務しています。

	常・非	勤務時間	所定労働時間	常勤換算
A	常勤	月~金 9:00~18:00	40時間	1
B	常勤	月~金 9:00~18:00	40時間	1
C	常勤	月~金 9:00~18:00	40時間	1
D	非常勤	月~木 9:00~18:00	32時間	0.8
E	非常勤	月~金 13:00~18:00	25時間	0.6

この場合、常勤換算では4.4（1+1+1+0.8+0.6）人と運動器リハビリテーション料（Ⅰ）の施設基準である「専従の常勤理学療法士又は専従の常勤作業療法士が合わせて4名以上勤務していること」を満たしており、一見何の問題のないように見えます。

ここで実際の配置状況を見てみましょう。

		月	火	水	木	金
9:00-12:00	常勤	A・B・C				
	非常勤	D	D	D	D	
13:00-18:00	常勤	A・B・C				
	非常勤	D・E	D・E	D・E	D・E	E

配置状況を見ると、青色部分の金曜日9:00-12:00の時間帯は非常勤PT等が配置されておらず、常勤PT等3名のみの配置となっています。

これでは運動器リハビリテーション料（Ⅰ）の施設基準「週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週24時間以上の勤務を行っている専従の非常勤理学療法士又は非常勤作業療法士をそれぞれ2名以上組み合わせることにより、**常勤理学療法士又は常勤作業療法士の勤務時間帯と同じ時間帯にこれらの非常勤理学療法士又は非常勤作業療法士がそれぞれ配置されている場合**」を満たしているとは言えません。

このように、常勤換算で人員要件を満たしていても、常勤PT等の勤務時間帯に非常勤PT等が配置されていない時間が一部でもあると、運動器リハビリテーション料（Ⅰ）の施設基準を満たしていないとみなされます。施設基準を満たしていなければ、届出の取り下げが必要となり、医療機関様にとっては大きな減収につながりかねません。

今改定の常勤配置の緩和を利用して、非常勤職員の採用を検討されている医療機関様につきましては、下記2点に注意した上で、今後の採用計画を立ててはいかがでしょうか。

- 週3日以上かつ週24時間以上の勤務が可能か（この条件を満たさない非常勤職員は、そもそも常勤換算できないため）
- 上記非常勤職員を配置した場合、常勤職員の勤務時間帯に常勤職員のみ勤務になる時間帯はないか（一部でも非常勤職員がいない時間帯があれば、要件を満たさないため）

株式会社ユアーズブレイン 医療経営コンサルティング部は、医療機関の皆様がより充実した医療を提供できるよう、中国・四国地方を中心に、大学病院クラスから地域密着型の病院やクリニックに至るまで、それぞれの規模や特性に合ったかたちで各種の支援コンサルティングを提供しています。

お問合せ…TEL：082-243-7331 e-mail：info@yb-satellite.co.jp 担当：大迫・真鍋